

第 8 1 0 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日（水）午後 2 時 3 0 分から
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第 8 0 9 回教育委員会会議録の承認について

4 第 8 1 0 回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告（一般事務報告）

- (1) 学校運営支援チームの設置について (総務課・教職員課)
- (2) 平成 2 3 年度以降も県独自の学級編制弾力化事業の予算を確保し、小・中学校全学年で実施できるようにすることを求める請願について (義 務 教 育 課)
- (3) 「学齢児童生徒及び高校生の貧困」についての実態調査及び具体的対策の策定を求める請願について (義務教育課・高校教育課・スポーツ健康課・生涯学習課)
- (4) 平成 2 4 年度宮城県立中学校入学者選抜方針について (高 校 教 育 課)

6 専決処分報告

第 3 2 9 回宮城県議会議案に対する意見について (総 務 課)

7 議 事

- 第 1 号議案 職員の人事について (教 職 員 課)
- 第 2 号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総 務 課)
- 第 3 号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
- 第 4 号議案 平成 2 4 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び平成 2 5 年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について (高 校 教 育 課)

8 課長報告等

- (1) 平成 2 3 年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数及び平成 2 4 年度宮城県立中学校入学者選抜日程について (高 校 教 育 課)
- (2) 平成 2 3 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）について (高 校 教 育 課)
- (3) 平成 2 2 年度学校保健統計調査速報（概要）について (スポーツ健康課)

9 次回教育委員会の開催日程について

10 閉 会 宣 言

第 8 1 0 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日（水） 午後 2 時 3 0 分から

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 大村委員長，佐々木委員，勅使瓦委員，佐竹委員，青木委員，小林教育長

4 説明のため出席した者

菅原教育次長，高橋教育次長，吉田総務課長，鈴木教育企画室長，菅原福利課長，後藤教職員課長，熊野義務教育課長，菊池特別支援教育室長，氏家高校教育課長，雫石施設整備課長，山内スポーツ健康課長，西條参事兼生涯学習課長，後藤文化財保護課長ほか

5 開 会 午後 2 時 3 0 分

6 第 8 0 9 回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | （委員全員に諮って）承認する。

7 第 8 1 0 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委 員 長 | 勅使瓦委員及び青木委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

議 事

第 1 号議案 職員の人事について

委 員 長 | 本日の議事のうち第 1 号議案については，非開示情報が含まれていることから，審議については秘密会としてよろしいか。

（委員全員異議なし）

この審議について秘密会とする。

なお，第 1 号議案については，速やかに事務処理を行う必要があることから，秘密会での審議を直ちに行ってよろしいか。

（委員全員異議なし）

それでは，これより秘密会での審議を行い，その後で秘密会以外の審議等を行う。

会議録は別紙のとおり。（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

（ 1 ）学校運営支援チームの設置について

（説明者：教育長）

資料は，1 ページから 4 ページまでとなる。

まず，1 . チーム名及び設置目的について，この支援チーム設置の背景としては，現在，教職員による不祥事多発の問題，学校の多様化の問題，教職員のメンタルヘルスの問題など，学校や教職員を巡るさまざまな課題がある。これらの課題については，従来からそれぞれの担当課・室が個別に取り組んできたところであるが，具体的な効果がなかなか見えてこないという実態もあったところである。そのような状況の改善の

ため、教育庁内で横断的に関わる特命のチームを設置し、横の連携をスムーズに取りながら、積極的・機動的に対策を推進していこうとするものである。

チームの名称の「学校運営支援」ということについては、特定の課題だけではなく、学校運営上の多種多様な課題に対して、幅広く支援していくことを想定したものである。

なお、支援チームが果たすべき役割や使命等から、基本的に平成24年度末までと期間を区切って、集中的に取り組むこととしている。

次に、2. 支援チームが行う業務については、に記載のとおり、まず学校の実情やその抱える課題等を把握することを目的に、3名程度の支援チームのメンバーが学校現場に赴き、複数校の教職員から生の声を聞くことから始めることとしている。別紙1がその概要をまとめたものである。

今年度内は月1回を目安に、1回当たり近接する5校程度の教職員と意見交換を行う予定にしている。当面は、県立学校の訪問を先行するが、来年度からは小中学校の訪問も視野に入れ、市町村教育委員会等との調整も併せて行っていきたいと考えている。

3. 支援チームの組織等について、別紙2を御覧願いたい。二重線で囲んだ部分が、支援チームの基本的な組織となる。なお、支援チーム内には、実働組織としてワーキンググループを設置し、教職員の勤務規律の確保や不祥事の未然防止、学校の多忙化の解消、教職員のメンタルヘルス改善等の特定課題について、重点的に対策の検討やその具体化の作業を行うこととしている。

最後に、5. 今後のスケジュールについて、今年度以降の支援チームの大まかなスケジュールは記載のとおりである。基本的な考え方としては、支援チームの設置期間内は学校訪問を通しての課題の把握・分析、対策の実施、報告書や行動計画の作成などを一つのパッケージとして、集中的に実施していきたいと考えている。その後は、策定した行動計画に基づき、それぞれの担当課・室が計画的に事業を実施していくとともに、毎年度検証を行いながら、逐次、改善に努めていくというスキームを考えているものである。

なお、こうした取り組みと並行して、教育委員の学校訪問も定期的に行っていききたいと考えているので、よろしく願い申し上げる。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)
佐 々 木 委 員

このような時期であり、最初の一步の取り組みとして期待するものである。できるのであれば、この中に現場の先生方もワーキンググループに入っていただける仕組みづくりは難しいだろうか。チームを作って、「教育委員会から行く」ということも必要なことではあるが、現場の先生方に「教育委員会に入り込んできてもらう」という流れを検討できないかと感じるものである。

その理由は、私自身、時々、高等学校や中学校に行き、学校の先生方と話をすることがあるが、その先生方は、「教育委員会」に対して特殊なイメージを持っているということである。そのため、教育委員会が学校に行っても、正直なところ、本音が引き出せないような気がする。先生に対して子どもたちが「よい子」になるのと同じで、教育委員会に対して先生たちも「優等生」として対応してくるのではないかと思うものである。

しかしながら、一連の不祥事を見ていると、そのような「優等生」ではいけない、あるいは「優等生」でなくなってしまうような先生たちを、どのようにフォローすべきであるかと思われるので、教育委員会の側に入り込んでもらい、なにかワーキンググループ的な活動の中で、本音の話を聞くことができれば理想だなと感じたところである。

教 育 長

支援チームの業務の大きな部分として、随時、学校現場に行き、教職員の生の声を聞くということがあるが、資料の別紙2のとおり、支援チームの組織の中に、「必要に応じて加入を求めるメンバー」を記載しており、ワーキンググループ等のメンバーとし

て、どのようなメンバーを加入させるかについて、当該欄の関係機関から意見を求めていきたいと考えている。その議論の中で、佐々木委員から御指摘のあった「学校現場からもワーキンググループの構成員を出したほうがよい。」ということになれば、その点も念頭に入れていきたいと考える。

勅使瓦委員

この支援チームの設置は非常にいいことだと思っている。適切な取り組みをお願いしたい。今回は、県立高校からのスタートということであるが、教員の数という面で考えれば、小中学校の教員の数が多いということがある。もちろん一義的には、市町村教育委員会の管轄ではあるものの、その小中学校の教員が、学校の中で、なかなか学校長や教頭に相談できない悩みなどについて、訪問に限らず、電話やメールでも構わないので、県としても直接受けとめて、一緒に解決をしていくということであれば、できるだけ早めに対応してほしいと希望するものである。

ただ、学校訪問によって、すぐに色々な課題や問題点が挙がってくるかといえ、なかなか挙がってこない、挙げづらいつつ多いところが多いと考えるので、些細なことでも挙げてもらえるような工夫をお願いしたい。

加えて、この支援チームのメンバー構成について意見がある。教員の悩みを同じ教員が聞くというスタイルについて、違和感をもってしまう。教員ではない全く違う分野の人間が、現場の意見を聞くということも必要ではないかと考える。その人たちが意見を聞き、それを県教委の関係課室に配球して、その回答をまた戻すという流れもあるのではないかと感じる。

なぜそう感じるかという、教員同士であるとなかなか言いにくかったり、あるいは人事異動によって、相談をした人と受けた人が同じ学校になる可能性があることも考えられるので、胸襟を開いた相談をしづらいのではないかと考えた次第である。

教育長

今回の学校運営支援チームの組織化については、最近の不祥事の続発や、精神疾患での休暇取得職員が非常に増えているという状況を踏まえたものであり、非常に緊急度が高いという認識を持っている。そのため、まずはできる部分から動き始めるということにしたものである。

小中学校を対象とする場合には、小中学校教職員の服務監督権を有する市町村教育委員会の理解と協力が不可欠であり、十分な調整を図った上で対応したいと考えているということ、そして、この支援チームの運用には、当然ながら「マンパワー」も必要になるということから、始めるに当たっては、現有体制で対応可能な範囲で走り出したところである。

したがって、小中学校への対応については、できれば来年4月における組織体制の中で支援チームの人員を充実して、本格的に取り組んでいきたいと考えているものである。勅使瓦委員の御指摘の後段部分、教員が悩みや意見を言いやすい環境づくりに関しては、今後、十分に検討してまいりたい。

佐竹委員

チームの設置による対策ということで今後期待したい。現在、教員向けのメンタルケアや電話相談窓口が設置されていると思うが、その利用頻度や利用の状況がどのくらいあるのか伺いたい。そういったツール類が教員向けに十分に周知されていない、あるいは対応ができていないということで、「支援チーム」を設置し、一段の対応強化ということでもあるのだろうか。

福利課長

手元に詳細な資料がないが、電話相談や面接相談、山形市内にある公立学校共済組合東北中央病院での相談を実施しているほか、メンタル関係の研修会などを開催している。電話相談の具体的な件数等は、この場では不明であるが、東北中央病院においては、

月100件程度の相談利用と記憶している。

佐竹委員 現に利用が出来るシステムなり、相談資源の活用を広報することも重要であると考え
る。色々な手段が用意されているとわかるだけでも、相当に気持ちが楽になっていくの
ではないかと感じる場所である。

要望という部分になるが、個人と個人、人間と人間の触れあい部分での支援も充実し
てほしいものである。私自身もNPO活動で24時間の電話相談を行っているが、人肌を
求める相談電話がかなりの件数になり、その中には、教員自身の相談も少なくない状況
である。

匿名で、学校名も伏せることができるというところで、「電話だから話せる」的な相
談が相当にあることから、そのような相談窓口は他にもあるということ伝えていき
たいと思っているし、そのようなところの利用で、少しでも心が楽になってほしいと考
えている。ただし、教員ということで、教育委員会が用意するツールを利用したくない
という意識が見え隠れするときもあつたりするので、難しい面はあろうかと考える。

チームで、現場の教職員の意見等を吸い上げることも重要であるが、利用可能な資源
の利用を勧めていくということについても、いま一度お願いしたい。

委員長 私としては、風通しの良い職場づくりを支援するというところでの、今回のこの取り組
みは、現実的な対応であると考え。しかしながら、気をつけないと、このせつかくの
取り組みが、「支援」ではなく「指導・監督」になってしまう恐れがあることから、「現
場の声を引き出すための支援」という部分がぶれることなく、適切に実施していただき
たい。

教育長 すでに、学校訪問の第1回目を、今月10日に実施したところである。仙台第三高等
学校において、近隣の県立学校の職員と支援チームのスタッフで意見交換を行ったが、
かなり有益な話を聴くことができたと思っている。そのときのリーダーであった高橋教
育次長から、その概要を報告してもらおう。

高橋教育次長 県立学校5校から3人ずつ、女性教員も含めて15人の教員から自由な意見を出して
もらった。意見交換の場については、何らの考課や査定をする場ではないということで、
いま学校で困っていること、職場内の業務の問題、生徒や先生の対外的な関係などにつ
いて、「何でも感じていることを自由に」ということで、かなり率直に、色々な意見
を出してもらったところである。

今回は1回目、来月以降、継続していく中で、教育現場におけるシステムとして修
正すべき点が見えてくると考えられるので、それを全体としての改善につなげていくこ
と、加えて、教育庁内の課・室ですべき改善点、それを学校現場に回答で返すことな
どが出てくると考えている。あるいは回答という形で返していくべき部分もあると思わ
れる。今後、それらの点を、支援チームやワーキンググループの共通認識にして、取り
組みをすすめていきたいと考えている。

意見交換会の全体として、「教育委員会の言うとおりである。」という意見はほとん
どなく、「あれを希望する。」「これを要望する。」という内容のものが、思った以上に出
て来たことから、今後も、そういった声の吸い上げを図りたい。

(2)平成23年度以降も県独自の学級編成弾力化事業の予算を確保し、小・中学校全学年で実施できるよ
うにすることを求める請願について

(説明者：教育長)

民主教育をすすめる宮城の会から、「平成23年度以降も県独自の学級編成弾力化事業の予算を確保し、

小・中学校全学年で実施できるようにすることを求める請願」が提出されたので、請願の内容及びその取り扱いについて御説明申し上げます。資料は、5ページから7ページまでとなる。

請願の趣旨は、平成23年度以降も県独自の学級編制弾力化事業の予算を確保し、さらに小学校3・4・5・6年生と、中学校2・3年生で35人学級編制とすることができる予算増に努力することを求めるものである。

文部科学省は30年ぶりに40人学級を見直し、さらなる少人数学級の実現に向け、本年8月27日に、「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」を発表したところである。

具体的な学級編制基準の見直しについては、資料7ページの別紙を御覧願いたい。平成23年度から平成28年度までの6カ年で、順次、小中学校全学年で35人学級を実施し、さらに平成29年度と平成30年度の2ヶ年で、小学校1・2年生で30人学級を実施しようとする内容である。

宮城県では、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動の推進と、いわゆる小1プロブレム、中1ギャップ解消の一助として、平成16年度から小学校1・2年生で、平成19年度からは中学校1年生においても、県独自の学級編制弾力化事業による35人学級編成を実施している。この学級編制弾力化事業は、法令に基づいた定数を活用し、最大限の工夫を行いながら実施していることから、現在の文部科学省の計画案について、どのような取り扱いが行われるのか、今後の国の動向を注視する必要があると考えている。

請願者に対しては、ただいまの内容を回答することで御理解をいただきたいと考えるものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

勅 使 瓦 委 員

県内の小中学校で35人編制を下回っているクラスは、何割くらいになるのか。下回るとは、35人以上編制のクラスということである。

義 務 教 育 課 長

約6割である。小中学校それぞれで割合に相違があるが、もうすでに35人学級になっている数の割合としては、そのくらいになる。

(3) 「学齢児童生徒及び高校生の貧困」についての実態調査及び具体的対策の策定を求める請願について
(説明者：教育長)

本年10月27日付で、民主教育をすすめる宮城の会から「学齢児童生徒及び高校生の貧困」についての実態調査及び具体的対策の策定を求める請願」が提出されたので、その内容及び取り扱いについて御説明申し上げます。資料は8ページとなる。

請願の趣旨は、子どもたちに「貧困による不利益」が生じないように、貧困の早期発見、早期支援策を重視し、子どもの貧困の実態調査及びそれに基づく具体的計画の策定を求める内容となっているものである。

県教育委員会としては、各家庭の経済状況の如何にかかわらず、個々の児童生徒の実態に応じて適切な学力を身に付けさせることが重要であり、それが学校教育の使命であると考えている。

経済格差と教育格差の関係については、継続的に関心を持つべきテーマであると認識はするが、これは基本的には国として、全国規模で精緻な調査をするべき問題と考えるものである。仮に、その結果として現在の支援制度より踏み込んだ新たな対策をとることが必要であるとすれば、全国ベースでの対策として講ずることが望ましいと考えているものである。

なお、各学校では、これまでも各市町村教育委員会と連携しながら、法令に基づき、保護者に対して就学を支援する制度について周知しているが、今後もきめ細かな情報提供を行うよう促していくものである。

また、高校生に対する給付型奨学金については、現在、国において制度化を検討しており、当面、国の動向を見守りたいと考えている。

請願者に対しては、ただいまの内容を回答することで御理解をいただきたいと考えるものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐々木委員

経済的な問題で学校に通えなくなる子どもが多くなる、あるいは、せっかく高校に入学したけれども、途中で辞めなければならない子どもが出てくるのは、非常に悲しいことであるとする。極力、そのような事態にならないよう対策が講じられることを望む。

この何年も、不況が続いており、高校生に対する奨学金についても、何度かこの教育委員会でも話題に出てきたところである。現在、奨学金を希望しても貸与を受けられない子どもたちの割合は、どのくらいになっているのか伺いたい。

もう一つは、経済的理由による中途退学者が増えているのかどうか伺いたい。私の周りから聞こえてくるものに、「授業料が払えないので、高校を中退する子どもが増えている。」という話がある。せっかく高校で勉強しようという子どもが、経済的理由で諦めざるを得ないことは由々しき問題と考える。

自分の意志で目的をもって高校を辞めるということであればともかく、勉強をしたいのに経済的理由で断念しなければならないという場合には、何らかの猶予措置なり、緊急の対策をとるべきではないかと思うものである。

教 育 長

本年度からは高校授業料が不徴収になったことから、佐々木委員が懸念されるケースはないものと考えられる。また、昨年度までの授業料徴収の場合でも、授業料の減免制度があったことから、授業料が納付できずに学校を辞めざるを得ないケースはなかったと認識している。

委 員 長

現在は過渡期にあると考える。これまでの仕組みを変えていくということを考えなければならない。私たちが育った時代は、高度経済成長の最中であり、借りた金銭を、後から返済するということが、比較的しやすい環境にあった。それが、最近の時代では、逆向きになりかけている状況である。佐々木委員の話の部分につながるが、やはり、「奨学金を借りて返す。」という仕組みを変えていくことについて、大きなテーマとして国において検討すべきものとする。

教 育 長

貸与型の奨学金については、すでに制度化されており、さらに国では現在、給付型の奨学金の創設が検討されている状況であり、ただいまの話も踏まえて、その状況の推移を見ていきたいと考える。

委 員 長

私としては特に必要なことであるとするので、適切な必要な対応をしていただきたいと思うものである。

他にないかあるか。

高校教育課長補佐

先ほどの質問の中途退学者について、平成21年度では1,106名の中途退学者となっている。中途退学の理由は複合的になっているため、「経済的理由」に限った抽出は難しいものであるが、調査の中で、経済的理由によると思われるものは、47名で全体の割合では、4.2%という結果になっている。

(4)平成24年度宮城県立中学校入学者選抜方針について

(説明者：教育長)

資料は9ページとなる。

県立中学校入学者選抜方針は、従来、6月の定例教育委員会で御報告していたものであるが、志願する児童及び保護者が小学6年生に進級する前に、対象となる入学者選抜についての情報を得て十分に検討ができるよう配慮するとともに、県立高等学校の入学者選抜方針の決定と軌を一にすることで、県立学校の入学者選抜に係る情報が一元化できることから、この時期に決定することとしたものである。

今回の選抜方針はこれまでと趣旨に変更はないが、県立高等学校入学者選抜方針に準じ、県の基本方針の

下に、「基本原則」及び「選抜方法」の項目立てで基本的な事項を示す体裁としたものである。

冒頭の2行が、県としての基本方針を示したものであり、従来の選抜方針の前段と同じである。

1の「基本原則」について、(1)は、従来、選抜方針の後段として示していたものである。(2)(3)については、従来、選抜要項の中で、関係機関の役割や責任として示してきたものを、基本原則の中に組み込んだものである。

2の「選抜方法」については、従来、6月に選抜概要の中で示してきたものであり、(1)では県立中学校の合否の判定基準を、(2)では適性検査の内容を示しているものである。アの面接については、集団面接・個人面接を問わずに柔軟に対応するため、従来、「集団面接」と標記してきたものを改めたものである。

なお、面接の具体的な形態については、選抜要項の中で別途示すことを考えているところである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | 質疑なし。

10 専決処分報告

第329回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

資料は1ページから6ページまでとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成22年11月18日付けで知事から意見を求められたことから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、平成22年11月24日付けで専決処分し、異議のない旨を回答したもので、同条第2項の規定により報告するものである。

議案の内容のうち、はじめに「予算議案」について、3ページの「第329回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

志津川自然の家大規模改修工事の設計に要する経費として、12,000千円を計上している。また、債務負担行為として、視覚支援学校の暖房設備改修工事ほか3件について、必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、「予算外議案」の概要について、4ページを御覧願いたい。

議第142号議案は、義務教育等教員特別手当の支給限度額を引き下げるほか、附則において教育庁が所管する学校職員の勤務時間・休暇等に関する条例について、所要の改正を行おうとするものである。

議第144号議案は、知事等特別職の期末手当の支給割合の改正と併せまして、教育長の期末手当の支給割合を引き下げるもの。

議第149号議案は、県サッカー場Cグラウンドに人工芝を設置することに伴い、利用料金の基準額を改定しようとするもの。

議第158号議案は、宮城県ライフル射撃場の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの。

議第162号議案は、泉松陵高等学校における休学届提出確認等事件について、仙台簡易裁判所から提示のあった調停案の受託について、専決処分の承認を求めようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑) | 質疑なし。

11 議 事

第2号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第3号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案及び第3号議案については関連していることから、一括して御説明申し上げます。

まず、第2号議案宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、御説明申し上げます。資料は6ページから9ページまでとなる。

7ページの「一部改正の概要」を御覧願いたい。本年2月に策定した県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、特別支援学校の喫緊の課題である狭隘化を改善するため、利府支援学校の分校を富谷町立富ヶ丘小学校内に設置することに伴い、第27条第2項の表に追加する改正を行うものである。

なお、当該表の新旧対照表は9ページのとおりである。

次に、第3号議案県立特別支援学校学則の一部改正について、御説明申し上げます。資料は10ページから13ページまでとなる。

11ページの「一部改正の概要」を御覧願いたい。第2号議案と同様の改正理由により、別表第一及び別表第二の学校名の欄に、「宮城県立利府支援学校富谷校」の名称を追加する改正を行おうとするものである。

なお、当該表の新旧対照表は13ページのとおりである。

この富谷校には、富谷町、大和町、大衡村、仙台市立向陽台中学校区を通学区域とする小学部を設置することとしており、これにより児童の通学に係る負担の軽減を図りたいと考えている。

新設に伴う施設整備の進捗状況は、設計業務は予定どおり終了し、現在、改修工事を実施している状況であり、来年3月末までに終了する予定である。

なお、第2号議案及び第3号議案における改正後の規則の施行期日については、同校が来年4月に開校を予定していることから、平成23年4月1日とするものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員

詳細な内容が不明であるので質問したい。これは、入学を希望する子どもたちについて、十分に収容できる空間がないため、プレハブ校舎で授業を行うという対応があったかと思うが、そのような子どもたちを、校舎内に受け入れようとするための措置であるのか。それとも別な趣旨であるのか。

特別支援教育室長

基本的には狭隘化解消の一環である。利府支援学校では、入学する子どもの数が増加し、プレハブ校舎で対応しているため。その解消ということが、まず一番目となる。2番目として、利府支援学校に通学している子どもたちの中で、今回のこの分校を学区としている子どもたちは、利府支援学校への通学に相当の時間を要しており、その解消ということもある。

佐々木委員

そうすると、プレハブ校舎への収容は、この対応によって解消されることになるかと考えてよいのか。

特別支援教育室長

平成23年4月に富谷校が開校するが、利府支援学校のプレハブ対応について、すぐに解消ということにはならない。その解消のために、平成26年度に供用開始予定の新しい特別支援学校を、仙台市青葉区小松島地内に建設予定である。それらを含めた総合的整備計画の達成をもって、解消にすすむということになる。

佐々木委員

遠隔地から通学しているという話であったが、スクールバスのような通学手段は確保されているのか。

特別支援教育室長

特別支援学校、特に知的障害に係る特別支援学校の子どもたちには、県教委で通学バスを配置している。全県で66台の通学バスを運行しており、利府支援学校に関しては10台のバスを配置している。子どもたちの多くは、大和町の山間部から利府町の学校に通学しているため、相当の通学時間になっている。今回の分校設置により、その子どもたちの通学時間についての軽減が図られることとなる。

佐々木委員

私自身、誤解しているかもしれないが、そこでは、知的障害の子どもたちと他の身体

特別支援教育室長 障害の子どもたちが一緒になっているということはないのか。
基本的に、主たる障害が何であるか、何をもって主たる障害と見るかということで、就学する特別支援学校が決まることとなる。知的、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱など、障害種ごとに特別支援学校があることから、その障害種によって、就学先が決定するということとなる。

委員長 「主たる障害」というところから、知的障害支援学校の中には、主たる障害は知的障害であるが、肢体不自由もあるという子どももいることとなる。
(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

第4号議案 平成24年度宮城県立高等学校入学者選抜方針及び平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について
(説明者：教育長)

資料は14ページから18ページまでとなる。

7月の定例教育委員会において、高等学校入学者選抜審議会に諮問する内容及びスケジュール等を御説明申し上げたが、このことについて、7月13日開催の第1回審議会に諮問し、11月15日開催の第2回審議会において答申を受けたところである。

なお、平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針については、新しい入試制度の準備を円滑に進める必要があることから、例年と比べて1年前倒しをして答申を受けている。

この答申を踏まえ、別紙の案としており、その内容については、高校教育課から説明申し上げるので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(説明者：高校教育課長補佐)

資料の15ページを御覧願いたい。平成24年度の宮城県立高等学校入学者選抜方針となる。

「5.連携型中高一貫教育に関する入試」については、変更することとしているが、それ以外については、平成23年度の選抜方針を踏襲しているものである。

5番の志津川高校で行われている「連携型中高一貫教育に関する入試」については、現状や課題を踏まえて、基礎的な学力を身に付けさせ連携高校に進学させたいという地域や連携中学校・高校からの要望と、それに加えて新入試制度の移行に伴い、平成25年の春から学力検査を実施することもあり、1年前倒しをして当該校作成の適性検査を実施できるようにするものである。

次に、16ページを御覧願いたい。

平成24年度の選抜日程について、推薦入試及び連携型入試の実施日については、予備調査、出願期間、合格発表日までの期間等を総合的に勘案し、1月31日としたものである。合格発表日は、2月7日としている。

一般入試については、第二次募集の実施日を考慮するとともに、高校及び中学校の授業等への影響を最小限にするという考え方にに基づき、学力検査日を3月8日、合格発表日を3月14日としたものである。

最後に、「平成25年度宮城県立高等学校入学者選抜方針」について、資料の17ページを御覧願いたい。

これについては、3月の定例教育委員会で決定した「宮城県立高等学校入学者選抜見直し方針」の内容を踏まえ、平成25年の春に実施する新しい高校入試制度に対応する形で作成している。

これまでの宮城県立高等学校入学者選抜方針と同様、前文で「公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行う」という基本理念を示している。続いて、1に「基本原則」を掲げ、2の「前期選抜」以降において、それぞれの選抜に係る方針及び内容について、これまでの選抜方針を参考にしながら、見直し方針に示した内容を整理し、文章化しているところである。

2の「前期選抜」では、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づき、総合的に審査するものとしている。

3の「後期選抜」は、基本的に現行の一般入試と同様であるが、「特色ある学校づくり」を一層進めるという観点を踏まえて、「学校・学科の特色に応じて」という文言を加えている。また、(2)のアは、前期選抜の記載にそそえた内容としている。

続いて18ページを御覧願いたい。4の「第二次募集」については、従来と同様の内容である。

5の「連携型中高一貫教育に関する入試」については、先ほども一部触れたが、平成25年度からは見直し方針等を踏まえ、現行の選抜資料に、前期選抜に準じた3教科の学力検査の結果を加えることにしている。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

勅使瓦委員

現在、高校の入学選抜において志願者予備調査を2回実施しており、今年度で2回目となっている。この方式は、いつ頃まで継続する予定でいるのか。

高校教育課長補佐

現時点では終期を設定していないところである。今後は、新入試制度も始まり、前期選抜、後期選抜という方式になるが、この予備調査については、当面は現在のスタイルで継続していくことになると考えている。

勅使瓦委員

いまの推薦入試に替わって、平成25年度から前期選抜が始まるが、時期的には、その前期選抜の前に予備調査の1回目を行うことになる。その際には、それぞれの高校で特色づくりがきちんに行われ、子どもたちがそれを見て「入りたい。」と思った高校では、前期選抜や予備調査の結果が数字に表れ、特色づくりの成果が出てくるところである。特色づくりをして、子どもたちに選んでもらえる高校ということである。

しかしながら、先日の第1回志願者予備調査の結果を見たときに、非常に志願倍率が低かった高校について、もちろん、定員割れをする高校が出てくることはあるとは思いますが、新入試制度の前期選抜において、出願者がほとんどゼロになる場合があるのではないかと心配である。

それでも、後期選抜のときに、定員数を補充していくということになると思うが、前期選抜で中学生が入りたいと思わなかった高校に、後期選抜で、はたしてどのくらいの出願者が出てくるのかということと、前期選抜時に募集定員割れ、若しくは出願者なしという状況であった場合、その高校は特色づくりに失敗したと言わざるを得ないと思うものである。そうなれば、そういった高校に対しては、県教委として「力強い支援」を考えていかなければならないと考える。

まもなく2回目の志願者予備が行われる。それを見つつ、いまから平成25年度を見据えて、そうなったときの対応を考えていく必要があると思うがどうなのか。また、そのような高校に配置される学校長には、問題意識を明確に持ってもらうということが必要だと感じている。

高校教育課長補佐

現在、各県立高校の特色ある学校づくりを支援するため、県教委としても事業を展開しており、また、各高校でも工夫をしながら、色々な取り組みをしているところである。

最近であれば、オープンキャンパスにより学校の魅力を知ってもらうという部分も、かなり定着してきており、そのような部分を、県教委として、引き続き支援していくほか、各学校からも取り組むための要望が出て来ていることから、逐次、それに応えられるような検討をしていきたいと考えている。

高橋教育次長

現在、2回実施している予備調査については、平成25年度に向けて必要な改善も出てくるかと考えている。前期選抜・後期選抜に対する「予備調査」をどのように行うのかということと、前期選抜・後期選抜においては、学校として出願できる要件等につい

て、それぞれの特徴・特色を出していくことになることから、学校側と十分に話し合いを行い、その特色づくりをすすめていきたいと考える。

勅使瓦委員

関連して、現在についても言えることであるが、前期選抜に向けて、高等学校の特色という部分を、中学校、中学校の生徒に向けて発信しているところであると思うが、もう少し、一般県民や地域住民にも、分かりやすい形でアピールを行うと、高等学校がなお良くなっていくと思われる。広く情報を発信し、特色を競い合って、オープンにしていくと、地域でも、様々な支援が行いやすくなると思う。

青木委員

この新入試制度の時期に、実は、私の子どもが当たるのであるが、この内容について、恥ずかしながらよく認識していなかったものである。前期選抜と後期選抜、どの子どもでも、2回受験するということになるのか。

高校教育課長補佐

前期選抜については、出願の条件を各高校が事前に提示することになり、その条件を満たしていれば、出願し受験するということになる。

青木委員

具体的にはどのような条件ということになるのか。

高橋教育次長

現在、条件の設定については、各高校からの希望を受け、その内容について所管する高校教育課において全体的な確認をしており、どのような形であれば、わかりやすく提示できるか検討中である。

遅くとも来年の7月までには、それぞれの高校についての情報を、一般に広く提供したいと考えている。具体には、中学2年生の夏休み前ぐらいまでには、希望している高校の前期選抜の出願条件、後期選抜の特徴といった部分が確認できるようにしたい。その準備をすすめるため、今回、その方針の決定を受けたく、議案として付議させていただいたものである。

(高校教育課長着席)

高校教育課長

新高校入試制度のパンフレットを、ただいま配付したので御覧願いたい。

「前期選抜」について、「出願できる条件のイメージ例」が記載されている。各高校で求める生徒像として、「分野に強い関心を持ち、その分野の仕事に就くための上級学校への進学を強く希望している者」、あるいは、「各教科の学習成績が優秀で、特ににおいて優れた学力を有する者」、特別活動では、「の生徒会役員を経験した者」、あるいは「の委員長を経験した者」、スポーツ等では、「大会でこのような活躍をした者」、「部長を経験した者」など、資格取得等も含めて、各高校が前期選抜でエントリーしてほしいと思う生徒のイメージ、出願できるイメージについて、現在、高校ごとに検討している状況にある。

併せて、「前期選抜の配点例」についても記載している。選抜の具体では、面接・作文等の学校ごとの独自入試に加えて、調査書点や3教科の学力点が合算され、合否の選抜資料になるものである。

「後期選抜」については、従来の一般入試という形で実施していた学力検査5教科プラス調査書点について、関連図を用いてその関連度の高い者から合格させるという方式に関して、その点数幅を、各高校でどこに重点を置いて選抜を行うのか、最大7対3から3対7まで分布表を作成し、学力検査の結果と調査書の状況を活用し選抜資料に使うことができ、併せて、面接・実技試験など、各高校が工夫した入試ができるものである。

最後に、第二次募集が3月下旬に設定されており、これも従来とほぼ同じ形態での二次募集を想定しているものである。

パンフレットの最後に、Q & Aを記載している。その中の最初のQ & Aの欄に、入学者選抜一覧表のイメージを記載している。これが、現在の中学1年生が中学2年生にな

った来年の7月に出てくる各高校の一覧表であり、これをインターネット等でも情報提供したいと考えている。

青木委員 要するに、現在の推薦入試を前期選抜に替えたということになるのか。推薦よりも基準を明確にして、オープンにするという意味ということで了解した。

教育長 基準を明確にするということと、もう一つ、推薦制度であると中学校長の推薦が必要となるが、前期選抜では、各高校が示す条件に合うと思えば出願ができるということになる。

佐々木委員 現在、中学浪人の数はどのくらいなのか。この前期選抜は、いま説明のあった部分の変化であることから、中学浪人の子どもたちにとって不利益となる大きな問題にはならないと考えているが、中学浪人というときに、制度の変わり目に当たるときに、何らかのフォローが必要になるのではないかと感じたところである。

高校教育課長 制度の変わり目が来ることについて、中学校の各学年には十分な周知を行っていくこととする。中学校の卒業年次で合格できることが望ましいことでもあるので、その部分も含めて、周知していきたい。

佐竹委員 先ほどの勅使瓦委員の話に関連して、予備調査で出願率が低かった学校において、特色づくりを高める実質的な取り組みが始まっているところはあるのか。そのような動きが実際にあり、県教委としてもフォローをしているという部分は、いまのところまだないのか。

高校教育課長 新しい制度や事業が次々と創出されており、県教委では、従来から「特色ある、魅力ある学校づくり」ということで、各高校を支援してきているところである。

さらに、各高校の魅力や特色、求める生徒像などについて、オープンキャンパスや各地域での合同説明会で発信しており、その部分の支援も行っているものである。

佐竹委員 2回の予備調査を継続していくと思うことから、特色に合致する形で出願率が上昇しているという統計があると、各高校の励みにもなるのではないかと感じるところがある。統計結果というものがあれば、「あの高校では、こういう特色づくりで、これくらい出願率が上昇した」ということが見えてくるので、ほかの高校での取り組みの参考として有益ではないかと思ったものである。

高校教育課長 各高校では色々と努力をしており、最近の例としては、黒川高校での新しい学校づくりの中での「学科転換」によって、出願率が上昇したということもある。

佐竹委員 そのような事例があれば、それがモデルケースとして、他の高校も切磋琢磨すると思うことから、是非、広報・周知をお願いしたいと考える。

限られた高校に人気が集中するのではなく、それこそ、いまは出願者が少ない高校が力をもってくるといような学校づくりが期待されると思うし、それが「一学区制」のもう一つの良さなのではないかと感じたところである。活気があると学校が変わり、生徒たちも変わっていくのではないかと考えたところである。

青木委員 前期選抜と後期選抜は、同じ高校は受験できるのか。

高校教育課長 そういうことになる。

委員 長 この新入試制度に当たる子どもを持つ父兄は、色々と情報を探していると思うが、高校のイメージづくりとは、おそらくそのためだけのことではないと考える。一般の社会人が、「あの高校はこういうところ」と思ってくれることが非常に重要であるし、地域や同窓生が何かの支援をしてくれるということも、同じように重要なことと考えるので、そのような仕組み作りについても、検討していただきたい。

佐々木委員 今回の入試制度改革では、中学校での進路指導に当たる先生たちが相当苦労すると思

うので、その点にかかる相談体制やシステムについてお願いしたい。

高校教育課長 現在の中学校1年生から対象になることから、中学校の先生方への説明会を、今年6月に1回開催している。来年の1月にも開催する予定である。今後、色々な質問や意見が出てくると思われるので、適切に対応していきたいと考えている

勅使瓦委員 高等学校の特色づくりについて、オープンキャンパスが話題として出てくるが、正直な感想としては、勉強を含めた日頃の取り組みや活動が中途半端な高校には、中学生自身がオープンキャンパスに来てくれない。そのため、せっかくオープンキャンパスで学校のPRを行っても、せっかくの特色を十分に発信できないでいる。

人気のある高校はオープンキャンパスも盛況であるが、人気のない高校は、閑散としてしまっている。ただ、現実問題として受験なので、自分の学力に応じて学校を見に行くので、どこの高校もある程度の参加者が確保されているという感じである。

さらに、県全体を見たときに、県北は生徒数がかなり減少しており、学科再編も含めて学校の統廃合などで、実は意外に高校としての特色が出て来ている。

しかしながら、県南のほうはまだ学級減程度の状況で、一部、男女共学により女子校を統合した例はあるが、特色づくりに頑張らなくても、学級減で生徒数が超過するため、安穩としている学校が意外と多く、私自身、県南に住むものとして、非常に危機感を感じているところである。

確かに当面は生徒数が超過するからといって、何もしないという認識の学校長クラスの管理職がいると困るし、実際にそのような話が私の耳にも入ってきている。オープンキャンパスだけではなく、日頃の学校活動が最大のPRだと思うことから、その点について力点を置いていただきたい思うものである。

高校教育課長 最近の高校ではホームページだけではなく、昔風の「かわら版」的な学校での出来事や活動を紹介する情報誌を、年に何回か発行している。それは、中学校にも送付しており、実際に中学校に行ってみると、それが掲示されていたり紹介されていたりすることから、高校ごとのPRや紹介はかなり小まめに実施していると感じている。加えて中学校訪問なども含め、学校長や教員は色々と努力をしているという状況があるということも御理解いただきたい。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.2 課長報告等

(1) 平成23年度宮城県立中学校入学者選抜の出願数及び平成24年度宮城県立中学校入学者選抜日程について

(説明者：高校教育課長)

資料は1ページ及び2ページとなる。

はじめに、1ページの「平成23年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について」、御説明申し上げます。宮城県仙台二華中学校及び宮城県古川黎明中学校の平成23年度入学者選抜の出願が12月10日午後3時に締め切られ、出願者数がまとまったものである。

まず、募集定員は、2校とも男女合わせて80人となる。

出願者数は、仙台二華中学校が802人、出願倍率は10.03倍で、昨年度と比べて4.93ポイント下がっている。古川黎明中学校は228人、出願倍率は2.85倍で、昨年度と比べて0.58ポイント下がっている。男女比は資料のとおりである。

適性検査は来年1月8日(土)の実施で、選抜結果の通知は1月14日(金)に郵送により行う予定である。

続いて、2ページの「平成24年度宮城県立中学校入学者選抜日程について」、御説明を申し上げます。

選抜の日程は、これまで1月に報告をしていたところであるが、選抜方針の決定と併せて決定し、今回、報告を行うものである。

公立高等学校の推薦入試や大学入試センター試験、私立中学校の入試日程等の諸条件及び土曜日に実施すること等を勘案した結果、平成24年度の県立中学校入学者選抜適性検査の実施日は、平成24年1月7日（土）とすることに決定したものである。

それに伴い、県外からの出願承認の受付日程、入学願書・調査書等の受付日程、選抜結果通知書の発送日程もそれぞれ資料のとおり決定したものである。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐 竹 委 員

昨年、試験問題の答えにおいて、混乱があったと記憶しているので、今回はそのようなことがないように、よろしく願いしたい。

(2) 平成23年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）について

(説明者：高校教育課長)

資料の3ページを御覧願いたい。

はじめに、昨日、文部科学省から発表された10月末現在の就職内定状況について、就職内定率の全国平均は57.1%であり、内定率の低い順に、沖縄県の24.7%、北海道の33.6%、宮城県は残念ながらそれに次ぐ3番目の39.8%という極めて厳しい結果となった。

次に高校教育課で調査した、本県の11月末（現在）の就職内定状況について御説明申し上げます。

就職希望者5,085人に対して、内定者は2,816人で、内定率は55.4%となり、前年同期より3.1ポイント上回った。そのうち県内希望者の内定は2,188人となり、内定率は51.3%で前年同期より3.1ポイント伸びている。県外希望者の内定は628人となり、内定率は76.4%、前年同期より1.5ポイントの伸びとなった。これは受験者数が昨年比で110名増加していることや、5回目の受験が4名、4回目の受験が8名など、各高校であきらめずに、積極的な受験を勧めている成果であると考えている。全国的には低位となっているが、確実に前年を上回る結果となっている。

学科別では工業科が78.8%、水産科が75.0%、総合学科が59.3%と平均を上回っている。

宮城労働局によれば、新規高卒者に対する県内求人数は11月末時点で前年同期をやや上回ったものの、今後も大幅な求人増は見込めない状況とのことである。

この対策としては、今月から県内6カ所、10回の予定で未内定者に対して就職達成セミナーを開催しているが、各学校から定員を超える申し込みがあり、就職内定に向けて指導を行っている。就職内定率がふるわない学校については、指導主事が個別に訪問し、ハローワークのジョブサポーター等も交えて、今後の対策について協議をしているところである。今後さらに、県内に配置している就職支援担当教員との情報交換を行い、対策を検討していくこととしている。また、年明けには県内3会場で就職合同説明会が予定されており、積極的に参加するよう、各学校に働きかけていきたいと考えている。

生徒は就職の意志・意欲を強く持っており、一人ひとりの要望に応えられるよう、各校に配置しているキャリアアドバイザーなどの支援事業を有効に活用し、今後もきめ細かな指導をするよう働きかけていきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長

国の発表の中で、就職内定率がワースト3ということは、非常に残念である。この原因はどの辺にあるのであろうか。県の産業界がたいへんであるということなのか。

教 育 長

全国ワースト3ではあるが、去年より若干高い数値にはなっている。これまで、宮

城県では、この時期は就職内定率が低く、年度末に向けて高くなっていくという傾向にある。理由の一つとして考えられることに、県内の地元企業の求人の出足が遅いということではないかと考えられる。年明けぐらいから、地元企業の求人が出てくることから、そこから就職内定率が伸びていくということになる。中小企業においては、どうしてもそのような傾向になるのはやむを得ないのではないかと感じている。

委員長
青木委員

産業界におられる教育委員が2人いるが、何かコメントはいただけるか。

比較的優秀な高校生は、公務員を目指すこととなる。さらに石巻市であれば日本製紙のような大企業が採用を決めてから、求人を動かすということになる。つまり、先に中小企業で就職内定を出しても、役所や大企業に就職が決まると、そこに流れていってしまうことから、役所等での採用内定が終わった後で、求人を出すという手法になる。

私の会社の場合は、求人募集を11月末までに出し、12月に採用試験を行い、決定するというので、まだ、他と比べれば早いほうではないかと思う。

それから、景気の先行きが不透明だと、中小企業では、採用の決定を早く出せないということが実態であると思っている。

委員長

10月や11月の時期では就職内定率が低いが、年度末に向けて回復していくということであれば、安心な部分はあるが。それでも、一段の努力が必要と思われる。

佐竹委員

昨年の話で、就職者を取った会社に助成金を出すという対策を行ったのは何月頃であったろうか。

教育長

昨年の方は、12月以降の求人についてである。

佐竹委員

今年はそのような対策はどうか。キャリアアドバイザー以外ということ。

教育長

昨年の方は、採用すれば奨励金を出すというもので、県の経済商工観光部において当該措置を実施したところである。昨年の方については、求人がなかなか出てこなかったことから、求人の促進という意味で講じた措置である。そのため、「今年も行う」ということを、あらかじめアナウンスをすると色々と支障が出る可能性がある。

今年については、そのような措置に替わって、低利の融資を行うという予算措置をしているものである。

佐竹委員

すでに周知はしているのか。

教育長

周知はしているものの、反応はかんばしくない状況である。

委員長

融資と奨励金では、性質が相当違うものである。

高校教育課長

いまの低利融資の活用で採用された人数は、現時点で33名となっており、動き始めているところである。

佐竹委員

いつぐらいから始まったのか。

高校教育課長

11月1日から3月31日までの取扱期間である。

佐竹委員

そうであれば、年度末に向けて、まだまだ期待ができる。

青木委員

その低利融資の概要はどうなっているのか。

高校教育課長

1企業当たり3,000万。ただし、県の中小企業経営安定資金等による借入金の借り換えの場合は2,000万までになり、年利1.5%である。

返済期間は、1年超10年以内で据置き2年以下である。金利は固定となる。

青木委員

了解した。

(3)平成22年度学校保健統計調査速報(概要)について

(説明者:スポーツ健康課長)

資料は、課長報告(3)となる。

本調査速報は、文部科学省が12月9日に公表した集計結果に基づき、本県の児童生徒及び幼児の体格、並びに疾病・異常被患率を取りまとめたものである。

1ページを御覧願いたい。1の「調査の目的」は、児童・生徒等の発育及び健康状態を明らかにし、学校保健行政の基礎資料を得るため、昭和23年から行っている。

3の「調査の範囲・対象」は、幼稚園から高等学校までとなり、県全体では、国公立校を合わせた1,086校のうち、166校を対象に実施したものである。

5の「調査事項」については、身長・体重及び座高の発育状態、並びに健康状態である。

調査結果の概要のうち発育状態について、資料の3ページを御覧願いたい。

まず、身長については、第1表の(2)「女子」の中学校3年生及び高等学校1・2年生を除き、全国平均値を上回っている。

体重については、男女とも全学年で全国平均値を上回っており、全国順位で見た場合、男子の幼稚園及び女子の中学校1年生は全国1位となっている。また、男子は全学年において、女子は高等学校3年生を除き10位以内となっている。

座高については、男女とも全学年で全国平均値を上回っており、全国順位で見た場合、男子の幼稚園は全国1位となっている。男子は全学年において10位以内となっている。

次に、資料の4ページを御覧願いたい。高等学校3年生の12年間の発育量が記載されている。男子においては、身長・体重とも、小学校6年生から中学校1年生の間に発育量のピークが見られ、女子においては、身長が小学校4年生から5年生の間に、体重は小学校6年生から中学校1年生の間に、発育量が大きくなっている。

次に、資料の5ページを御覧願いたい。第3表「肥満傾向児の出現率」について、昨年は、すべての学年において、全国値と比較すると出現率が高い結果となったが、今年度は、男子においては小学校6年生と高等学校1・3年生、女子においては高等学校1・2・3年生で、出現率が全国平均を下回った。印が付いているところとなる。

第4表「痩身傾向児の出現率」については、男女とも概ね全国値より低目となっている。

次に、資料6ページを御覧願いたい。視力や耳疾患・むし歯など、疾病異常の被患率となる。耳疾患・むし歯・ぜん息は、全校種で全国値よりも高くなっている。また、裸眼視力1.0未満の者は小中学校で全国値よりも高い数値となっているが、県の数値としては昨年度より減少している。

むし歯については、昨年度と比較すると幼・小・高で減少している。10年前と比較すると、全校種で減少しているものである。高等学校でのう歯被患率は、初めて70%未満となった。

7ページ以降には、本県における疾病異常被患率と各種データの年次推移を掲載しているので、参考までに御覧願いたい。

本調査による発育状態及び健康状態の概要については、以上のとおりある。今後この調査結果を、学校医や学校職員で組織している宮城県学校保健会に提供し、状況認識の共有化を図り、学校保健の推進方を検討する資料として活用したいと考えている。

(質 疑)

佐々木委員

私自身、学校保健会に関わっているところである。この資料が提供されるということは、重要なことのひとつではあるが、「教育委員会としてこんな対策を考えたい」ということがあれば、この機会に伺いたい。

私は、何か対策を考える必要があると考える。つまり、身長はあまり高くなく、体重が多く座高が高い。そして、むし歯があって肥満の子が多いという雰囲気の子もたちが育っていることについて、生活行動を変革できるような、大きな仕組みの変化が必要ではないかと感じる場所である。一番簡単な対策として思い浮かぶのは、子どもたちをもっと外に出して、走らせ、飛び上がらせるなどの運動ではないかと思う。

スポーツ健康課長 佐々木員委員のお話のとおりだと思う。子どもの体力，運動能力，肥満に関しては，食育や色々な施策と結びついている。「このことだけを行えばいい」という問題ではなく，基本的には運動，栄養，休養。この健康の3原則を子どもたちに適切に身に付けさせること。そしてまた，日常的に体を動かす習慣づくりなど，その基盤から総合的な対策を講じるということが重要と考える。

県としても，平成18年から毎年，運動能力の測定をしており，それを12年間利用できる「体力・運動能力調査カード」として，カルテ化している。そのカルテ化したものを，学校と保護者と本人の3人で見る。この目で見える数字によって，体を動かすことでの健康づくりの喚起を図るということに取り組んでいるところである。

それから，小学校には体育専任の教員がいないことから，体育指導を強化する意味で色々な研修会を実施している。当課の指導主事が現場に赴き，生徒と先生を指導するということを実施している。

佐々木委員 それは，これまでの取り組みということであるが，このデータに基づいて，さらに何が必要かというところでは，どうなのか。

スポーツ健康課長 まず，これまで取り組みを反復継続していくことが基本であると考え。食育の事業展開を通じて，食事の生活習慣の確立ということで，何をどれだけ食べたらいいのか，その目安がわかるようなことを学校現場で教育していくことが重要と考えるものである。起死回生の妙案はなかなか見当たらないところであるが，例えば，肥満については諸説ある。単純に食べなければいいとも言われるが，なぜ食べるのかという部分がよく解明されていない。一つには，周産期の最終段階での母胎の栄養の摂り方にも影響があるのではないかとということで，その脂肪細胞が形成されると言われる3歳くらいの時期までに，よく食べて，よく遊んで，よく眠るということを，幼児期段階で教育を行わなければ，成人病の予備軍になってしまう。そのため，学校現場だけではなく，家庭と地域といったところで，宮城県では，子どもたちに肥満の傾向があるということ認識し，取り組んでいくことが必要と考える。そのための情報発信を学校現場から，そして，県教委としても，教育行政の現場から発信していきたいと考えている。

委員長 今年の秋，横浜市で「冒険遊び場づくり全国集会」が開催された。その際に，神奈川県副知事が歓迎の挨拶に来られたが，そのときの資料の中に，神奈川県スポーツ課のホームページに，「外遊びをもっとしよう」というものがあり，神奈川県内での冒険遊び場の情報が掲載されていた。

そういう意味では，東北は，冒険遊び場の認知度が少ないので，本当に外で遊ぶということについて，NPOなどの活動とうまく連携をとるべきではないかと感じたところである。

話を聞いてみると，「神奈川県としては，その活動に補助金等は出していないが，広報活動はしている。」ということであった。横浜市としては，各区に1つ以上，冒険遊び場をつくりたいということで，プレイヤーの補助費などを支出しているとのことである。いまは16カ所ぐらいになっており，準備中のところが，まだ何ヶ所かあるということであった。閉じこもりがちになっていく子どもを，外に解き放す工夫を行っている県があると思ったので，本県でも少し検討していただければと考える。

佐々木委員 そういったところは，宮城県にはどこに，いくつぐらいあるのか。

委員長 私は，「冒険遊び場づくり協会」を代表しているが，仙台市では，若林区の古城小学校の内部で実施しているのが1つ。そのほかには2つで，あわせて3ヶ所ある。しかしながら，毎日やっている所は1ヶ所で，あとは月1回，月のうち10日間とか日にちが

決められている。その中で、西公園で行われているものに「ちびぱーく」という幼児のためのプログラムが平日の午前中にあり、かなり多様な構成になってきている。

経済的な基盤がないため、みんな自分たちで活動をしている。何らかの支援があると、そういう活動の場が一気に増えるような思いがある。私のところには、そのような情報が潤沢にあるので、いつでも提供させていただく。

教 育 長

先ほど佐々木委員から御指摘を受けたが、対応の基本は、生活習慣を整えるということと、運動習慣を身につけるといことであると思っている。

現在、「はやね・はやおき・あさごはん」を県民運動として推進しており、運動習慣を身につけることについては、一昨年、県教委として「みやぎっ子！元気アップエクササイズ」という基本的な体の動きを覚えさせる体操を作っており、これを小学校や幼稚園に確実に普及させようという動きを行っている。

全国調査の体力・運動能力調査において、宮城県は上向きの傾向になっていることから、これらのことにさらに力を入れていきたいと考えているものである。

幼稚園や保育所、学校以外の場面において、幼少の段階からの外遊びを広めていく必要があると思うことから、委員長の御指摘にあった点について、これを県の施策として具体化するというのは難しい話ではあるが、どのような形で広めることができるのか、今後さらに考えていきたい。

佐 々 木 委 員

これは「学ぶ土台づくり」の重要なテーマとして捉えていただいたほうがよいのではないかと思う。体をうまく動かせないということは、頭もまたうまく動かせないと考えて、「学ぶ土台づくり」の一つの柱にしてほしいと思うところである。

教 育 長

私たちとしても、問題意識は常にそこにあるが、その点を具体的な施策として組み立てられるかどうか、非常に難しいものであり、現在、検討しているところである。

委 員 長

神奈川県の場合でも、県の施策としてはなかなか難しいことから、「広報」を行っており、とりあえず、できるところから始めているという位置の話になっている。

これは、関東ではかなり危機感を持っているが、東北では、まだ自然があるから、子どもは外で遊ぶと思っている。しかしながら、現実には親が車に乗せて遊技施設などの間を行き来しており、もしかすると、東京の世田谷周辺の子どもたちより、体を動かしていない可能性があるので、それをどうしていくかというのは、大きなテーマであると考えている。

佐 竹 委 員

先ほどの課長説明で、体育の専任が小学校にはあまりいないということであったが、運動を小学校のときから行っていくということは、誰でも感じる重要なことである。

地域とのつながりの中で、体育指導員の活用はどうなっているのか伺いたい。各地域には体育指導員が必ずおり、活動をしている。しかしながら、小学校や中学校とタイアップしているという話を聞いたことがないため、疑問を感じていたところである。そのような地域の資産を活用することで、地域と学校の連携が図られ、生涯学習や地域の活性化にもつながるのではないかと考えている。

わざわざ指導主事が出張して行わずとも、地元の資源を活用すればよいのではないかと感じる。

スポーツ健康課長

体育指導員との連携事業については、色々取り組んでいるところである。主には、中学校・高校の部活動の外部指導員となっている。ただ、人口密度の高いところとそうでないところでは、体育指導員についての密度も相関しており、必要であるが残念ながら適任者がいないという苦労もある。

県教委としても、その点は教育資源としてターゲットしているが、小学校の場合であ

ると、1年生から6年生までの発達段階において、それぞれの体育の年間計画やプログラムを組むプロがないということで、学校長も、どのような人を、どのように迎えればいいのか、悩んでいるということがあると考えられる。

それを背景として、今回、国のほうで戦略を打ち出しており、小学校にコーディネーター的な人員を配置するという方向で、国がすでに動いている。その事業展開として、都道府県にどのように渡されてくるか注目しており、また期待もしているところである。子どもの体力づくりに目が向けられて来ているといえる。

佐竹委員 体力づくりが、一番のベースになると考える。

スポーツ健康課長 子どもたちの名誉のためにも一言申し上げたいが、色々あるものの、身長も体重も伸びているということである。悪い面ばかりではなく、握力、上体起こし、長座体前屈という運動能力の項目は、全国レベルまで達している。

佐竹委員 取り組みとして、指導教材を作成し、小学校でそれを、先生が児童に反復させるということで、成果が出て来ている部分も、そのなかにあるということでもあったことがある。

スポーツ健康課長 体力が向上し、身長も伸び、握力、上体起こし、長座体前屈などの数値は良好であるが、これは体を動かさずに行う種目で、伸びている。反面、反復横跳び、20メートルシャトルラン、立ち幅跳びといった瞬発力、体重の移動が伴うものについての数値は極めて悪いということで、体重を下げれば、ある程度の改善が期待できると考えるところである。

したがって、先ほど教育長が申し上げたように、生活習慣との関わりがかなり大きいと思うところであり、県教委としても反省しなければならないと思う部分である。より便利な生活を手に入れるために、研究開発が行われ、産業革命の所産である便利さを享受しているところであり、便利イコール楽、楽イコール活動の低下、イコール肥満という負のスパイラルに陥っている社会の中で、どのようにすればいいかを考えると、こういった便利さの着ぶくれを1枚、1枚脱いでいくという考え方で、学校現場においても、子どもたちの意識の醸成を図る、その涵養を図ることが、重要だと考えるものであり、運動能力・体力と併せて、総合的に施策の展開に努めてまいりたい。

13 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成23年1月14日（金）午後1時30分から開会する。

13 閉会 午後5時30分

平成23年1月14日

署名委員

署名委員